

(案)

大多喜町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



千葉県夷隅郡大多喜町

目次

1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 町における過疎の状況	1
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における 位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
ア 人口の推移と今後の見通し	2
イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向	3
(3) 町の行財政の状況	8
ア 行政の状況	8
イ 財政の状況	8
ウ 施設整備水準等の現況と動向	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 事業計画	16

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 事業計画	24
(4) 産業振興促進事項	27
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	27

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 事業計画	30

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32

(3) 事業計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 4
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	3 5
(2) その対策	3 7
(3) 事業計画	4 0
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 1
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 3
(3) 事業計画	4 7
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	5 0
(2) その対策	5 0
(3) 事業計画	5 2
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	5 3
(2) その対策	5 4
(3) 事業計画	5 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 0
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	6 2
(2) その対策	6 2
(3) 事業計画	6 3
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	6 4
(2) その対策	6 4
(3) 事業計画	6 5
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	6 6
(2) その対策	6 6
(3) 事業計画	6 7
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	6 8
(2) その対策	6 9
(3) 事業計画	7 1

◎ 過疎地域持続的發展特別事業 73

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、千葉県房総半島のほぼ中央に位置し、西は市原市・君津市、南は勝浦市・鴨川市、東はいすみ市、北は睦沢町・長南町に接し、東西約12km、南北約19km、総面積129.87km²と千葉県の町村で最も広大な面積を有し、森林が総面積の約7割を占めています。

気象については、年間平均気温16℃前後で、年間平均降水量は2,200mm程度と気候は概して温暖多雨ですが、冬期は最低気温が氷点下に達する日もあります。

町内には夷隅川や養老川が流れ、水辺空間にも恵まれています。特に養老川沿いの養老溪谷は、県立自然公園に指定され自然美あふれる優れた景勝地として広く知られています。

また、東京から60km圏、千葉市から47kmの距離にあり、富津市から君津市、養老溪谷を経ていすみ市に至る国道465号と、市原市から本町を経て勝浦市に至る国道297号が町の中心部で交差しているほか、いすみ鉄道や小湊鉄道が走っています。また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）などの道路網により、神奈川県・東京都からの交通アクセスも整備されています。さらに、令和8年度には、圏央道の大栄JCT～松尾横芝IC区間が開通予定となっており、成田空港へのアクセスも向上されます。

本町の歴史は古く、町内には先土器時代や縄文時代の遺跡をはじめ、多数の文化財があり、天正18年（1590年）徳川家康の関東入国を契機に徳川四天王の一人、本多忠勝が近世大多喜城を築城し、以後300年にわたり上総文化の中心地となりましたが、明治4年に廃藩となり、後に大多喜県、木更津県、千葉県へと行政圏が移行していきました。明治22年大多喜町、上瀑村、総元村、西畑村及び老川村が生まれ、昭和29年10月5日これら5か町村が町村合併促進法によって合併し、現在の大多喜町が誕生しました。

イ 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和22年の20,431人をピークに、令和2年の人口は8,885人と43.5%に減少しています。（国勢調査）

その要因としては、都市部への若年層の流出と出生率の低迷による少子高齢化の進展が挙げられます。

人口減少や少子高齢化は、労働力不足やまちの活気の低下、財政状況の悪化を招くおそれがあるため、このような過疎の状況から脱却すべく、地域振興や子育て支援、定住促進施策等を継続的に事業実施することにより活力ある地域社会を構築していく必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

近年、本町の産業力は低下傾向にあることから、広域交通網の整備を町の活性化のための有利な要素とし、また、国による地方創生施策の強化等の追い風を活かしながら、農林業や商工業、観光について状況に応じた振興策を講ずる必要があります。

農林業では、生産基盤の維持・管理や集約化等により生産性の向上を図るとともに、新規就農者の確保・育成及び法人等の参入の支援、地域特産物の活用による高付加価値化、水田の畑地化、有害鳥獣対策の強化等によって、農業経営の安定・強化を図る必要があります。

商工業では、小規模事業者に対する事業承継や事業継続への支援の充実、起業者への支援及び既存企業の体質強化や新たな企業の誘致を目指すとともに、豊富な地域資源を生かした産業づくり、特産品づくりを目指します。また、電子地域通貨の発行による消費者の利便性の向上と地域経済の拡大に努める必要があります。

観光では、観光資源の磨き上げや観光拠点の整備、観光関連イベントの充実による交流人口や関係人口の増加を図る必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、表 1-1(1)のとおり昭和 35 年の国勢調査時には 17,247 人でしたが、令和 2 年の国勢調査では 8,885 人まで減少し、60 年間で 8,362 人減少（48.5%減）しました。5 年間ごとの動きをみると、昭和 35 年から昭和 40 年の間に 8.7%、昭和 40 年から昭和 45 年の間に 7.1%と減少率のピークの後、1～5%台の減少率で推移していましたが、平成 22 年から平成 27 年の間に 7.8%、平成 27 年から令和 2 年の間に 9.7%と過去の減少率のピークを上回って推移しています。

男女別の内訳は、表 1-1(2)のとおり男性約 49%、女性約 51%と令和 7 年まで一貫して均衡しています。

年齢階層別にみると、表 1-1(1)のとおり 0 歳から 14 歳までの人口及び 15 歳から 29 歳までの若年者人口の減少と 65 歳以上の高齢者人口の急激な増加が顕著です。

0 歳から 14 歳までの人口をみると、昭和 40 年から昭和 45 年の間の 22.1%の減少率をピークとして、昭和 35 年の 5,745 人に対し令和 2 年では 772 人と 86.6%も減少しており、年々少子化傾向にあることを示しています。

15 歳から 29 歳までの若年者人口比率も昭和 35 年に 19.2%であったもの

が、令和2年には9.4%であり、若年者の労働人口の減少も深刻な問題です。

また、65歳以上の高齢者人口比率については、昭和35年には8.5%で県平均値の6.4%にほぼ近い数値でしたが、令和2年では43.8%と県平均値の27.6%を大きく上回っており、加速度的に高齢化社会へ進行しています。

表1-1(3)のとおり国立社会保障人口問題研究所の推計をみると、令和12年には総人口が7,259人(令和2年比18.3%減少)まで減少し、これ以降も減少する見込みです。人口の構成比は、0歳から64歳までの割合は減少するが65歳以上の割合は49.4%(令和2年比5.6ポイント増加)であり、更に上昇していく推計です。よって、今後も人口の減少、少子化、高齢化が進むものと推計されています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

表1-1(4)のとおり産業別人口の動向をみると、第1次産業である農業は、昭和35年の就業人口比率は67.1%で町内の約7割が農家であったが、高度経済成長とともに専業農家が減少し農家総数も年々減少が見られ、農業離れが進行しています。現在では、農業従事者の高齢化、担い手の不足及び後継者の不足が課題となっています。

第2次産業の昭和35年の就業人口比率は10.8%と産業別の全体の1割であったが、昭和46年以降に製造業を中心とした企業の参入により就業人口比率は増加傾向となりましたが、バブルの崩壊による景気の低迷を受け平成7年の国勢調査では減少に転じ、令和2年の就業人口比率は23.9%と緩やかに減少しています。

第3次産業の令和2年の就業人口比率は、豊かな生活と共にサービス業の重要性の高まりから68.2%まで増加し、昭和35年の第1次産業の就業人口比率を逆転しています。また、第2次産業就業人口比率の減少人口分の受け皿にもなっています。第3次産業の内訳としては、卸売・小売関係、医療・福祉、生活関連サービス・娯楽関係の順でありその背景には、養老溪谷を中心とした観光地や高齢化が進展している本町の特徴が現れています。

今後は、首都圏中央連絡自動車道の整備による優れた交通アクセスを活かし、積極的な企業誘致活動や企業が望む経営支援の実施等による既存企業の体質強化を図ります。また、町内における起業家の養成・支援や地域特産物を活用した新たな産業創出を目指します。

1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,247	人 15,742	% △8.7	人 14,620	% △7.1	人 13,932	% △4.7	人 13,612	% △2.3
0歳～14歳	5,745	4,589	△20.1	3,573	△22.1	2,897	△18.9	2,542	△12.3
15歳～64歳	10,030	9,577	△4.5	9,289	△3.0	9,113	△1.9	8,887	△2.5
うち15歳～29歳(a)	3,315	2,898	△12.6	2,752	△5.0	2,734	△0.7	2,434	△11.0
65歳以上(b)	1,472	1,576	7.1	1,758	11.5	1,922	9.3	2,183	13.6
(a)／総数 若年者比率	% 19.2	% 18.4	—	% 18.8	—	% 19.6	—	% 17.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.5	% 10.0	—	% 12.0	—	% 13.8	—	% 16.0	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 13,391	% △1.6	人 13,218	% △1.3	人 12,678	% △4.1	人 12,121	% △4.4	人 11,514	% △5.0
0歳～14歳	2,450	△3.6	2,170	△11.4	1,843	△15.1	1,530	△17.0	1,276	△16.6
15歳～64歳	8,459	△4.8	8,283	△2.1	7,613	△8.1	7,119	△6.5	6,649	△6.6
うち15歳～29歳(a)	2,056	△15.5	2,026	△1.5	2,009	△0.8	1,866	△7.1	1,582	△15.2
65歳以上(b)	2,482	13.7	2,765	11.4	3,221	16.5	3,472	7.8	3,589	3.4
(a)／総数 若年者比率	% 15.4	—	% 15.3	—	% 15.8	—	% 15.4	—	% 13.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 18.5	—	% 20.9	—	% 25.4	—	% 28.6	—	% 31.2	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,671	% △7.3	人 9,843	% △7.8	人 8,885	% △9.7
0 歳～14 歳	1,084	△15.0	862	△20.4	772	△10.4
15 歳～64 歳	5,982	△10.0	5,087	△15.0	4,225	△16.9
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,284	△18.8	1,054	△17.9	836	△20.7
65 歳以上(b)	3,605	0.4	3,872	7.4	3,888	0.4
(a)／総数 若年者比率	% 12.0	—	% 10.7	—	% 9.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 33.8	—	% 39.3	—	% 43.8	—

表 1-1(2)人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 11,504	—	人 10,901	—	% △5.2	人 9,855	—	% △9.6
男	5,604	% 48.7	5,323	% 48.8	△5.0	4,815	% 48.9	△9.5
女	5,900	% 51.3	5,578	% 51.2	△5.5	5,040	% 51.1	△9.6

区 分	令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 8,811	—	% △10.6	人 7,794	—	% △11.5	
男 (外国人住民除く)	4,318	% 49.0	△10.3	3,838	% 49.2	△11.1	
女 (外国人住民除く)	4,493	% 51.0	△10.9	3,956	% 50.8	△12.0	
参 考	男 (外国人住民)	43	49.4%	—	62	56.9%	44.2
	女 (外国人住民)	44	50.6%	—	47	43.1%	6.8

表 1-1(3)人口の見通し

区分	令和 2年	令和7年		令和12年		令和17年		令和22年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,885	人 8,048	% △9.4	人 7,259	% △9.8	人 6,514	% △10.3	人 5,792	% △11.1
0歳～14歳	772	593	△23.2	444	△25.1	374	△15.8	337	△9.9
15歳～64歳	4,225	3,675	△13.0	3,227	△12.2	2,768	△14.2	2,345	△15.3
うち15歳～29歳(a)	836	784	△6.2	718	△8.4	596	△17.0	457	△23.3
65歳以上(b)	3,888	3,780	△2.8	3,588	△5.1	3,372	△6.0	3,110	△7.8
(a)／総数 若年者比率	% 9.4	% 9.7	—	% 9.9	—	% 9.1	—	% 7.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 43.8	% 47.0	—	% 49.4	—	% 51.8	—	% 53.7	—

区分	令和27年		令和32年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,117	% △11.7	人 4,498	% △12.1
0歳～14歳	307	△8.9	264	△14.0
15歳～64歳	1,957	△16.5	1,670	△14.7
うち15歳～29歳(a)	357	△21.9	312	△12.6
65歳以上(b)	2,853	△8.3	2,564	△10.1
(a)／総数 若年者比率	% 7.0	—	% 6.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 55.8	—	% 57.0	—

出所：令和2年の総数は国勢調査より作成、令和7年以降は社人研推計値より作成

表 1-1(4)産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,848	人 7,835	% △11.4	人 7,868	% 0	人 6,936	% △11.8	人 6,815	% △1.7
第 1 次産業 就業人口比率	% 67.1	% 60.9	—	% 49.0	—	% 32.8	—	% 23.3	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 10.8	% 12.9	—	% 20.1	—	% 29.2	—	% 31.7	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 22.1	% 26.2	—	% 30.8	—	% 37.8	—	% 45.0	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総数	人 6,751	% △0.9	人 6,440	% △4.6	人 6,030	% △6.4	人 5,655	% △6.2	人 5,430	% △4.0
第 1 次産業 就業人口比率	% 17.7	—	% 12.9	—	% 12.4	—	% 10.4	—	% 11.3	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 34.4	—	% 34.8	—	% 30.9	—	% 29.6	—	% 26.7	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 47.7	—	% 52.3	—	% 56.6	—	% 60.0	—	% 61.8	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,639	% △14.6	人 4,297	% △7.3	人 4,064	% △5.4
第 1 次産業 就業人口比率	% 6.8	—	% 8.7	—	% 7.8	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 25.9	—	% 24.1	—	% 23.9	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 67.3	—	% 67.2	—	% 68.2	—

※総数については分類不能を除く

(3) 町の行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の急激な変化に伴う過疎化や少子高齢化社会が進行する一方で、環境問題、高度情報化、地方分権などにより、行政需要は年々複雑・多様化し、増大するとともに迅速で質の高い行政サービスの提供が求められています。こうした社会情勢の変化や行政需要に対応するため、行政改革の推進は重要な課題です。

このような中で、これまで「第1次行政改革大綱」（平成8年度策定）、「第2次行政改革大綱」（平成16年度策定）、「第3次行政改革大綱」（平成21年度策定）、「第4次行政改革大綱」（平成27年度策定）及び「第5次行政改革大綱」（令和2年度策定）に基づき行政改革に取り組み、効率的かつ効果的な行財政の運営に努めてきた結果、行政評価制度の導入、各種委員報酬の見直し、町施設への指定管理者制度の導入など、行政運営に一定の成果をあげてきました。

今後も、令和7年度に策定した「第6次行政改革大綱」に基づき、引き続き行政運営の徹底した見直しを行っていきます。

広域行政については、夷隅郡市2市2町で夷隅郡市広域市町村圏事務組合を組織し、常備消防、上水道事業、病院群輪番制病院運営事業、介護認定審査会、障害支援区分認定審査会などの事務を共同処理しています。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、表1-2(1)のとおり普通会計の令和5年度決算で歳入総額6,733,713千円、歳出総額6,401,070千円で財政力指数0.40、経常収支比率91.7%です。

歳入総額6,733,713千円は、平成22年度に比べると19.8%の増加になっています。その内訳を見ると、一般財源では18.7%、県支出金は34.5%増加していますが、国庫支出金は21.1%減少しています。

一方、歳出総額6,401,070千円は、平成22年度に比べ21.1%の増加となっています。

このうち公債費負担比率は10.3%で、平成22年度に比べ2.4ポイント減少しています。投資的経費は平成22年度に比べ18.4%減少しており、そのうち普通建設事業費も平成22年度に比べ50.6%の減少を示しています。

また、令和5年度において実質公債費比率は3.7%となっています。

以上のことから、歳入歳出額は共に増加していますが、投資的経費は減少しており、普通建設事業の停滞をまねいています。今後とも自主財源などの歳入の確保と経常的経費などの歳出の削減を図る必要があります。

表 1-2(1)町財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	5,622,254	7,455,191	6,758,045
一般財源	3,176,181	3,229,110	3,393,436
国庫支出金	687,714	339,204	1,494,259
都道府県支出金	254,356	294,422	541,012
地方債	431,800	349,700	395,900
うち過疎債	0	124,000	115,900
その他	1,072,203	3,242,755	933,438
歳出総額 B	5,285,062	7,171,257	6,297,243
義務的経費	2,121,973	2,058,846	2,190,587
投資的経費	1,082,895	397,762	650,459
うち普通建設事業	1,063,317	397,762	418,313
その他	2,080,194	4,714,649	3,456,197
過疎対策事業費	1,169,205	764,262	1,028,280
歳入歳出差引額 C (A-B)	337,192	283,934	460,802
翌年度へ繰越すべき財源 D	104,607	10,293	147,344
実質収支 C-D	232,585	273,641	313,458
財政力指数	0.47	0.43	0.44
公債費負担比率	12.7	11.3	11.1
実質公債費比率	9.1	5.8	4.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.6	87.5	89.1
将来負担比率	74.7	33.7	6.9
地方債現在高	4,843,837	4,675,146	4,317,213

※各年度の数値は、総務省調査「決算状況調」及び「決算カード」より転記。

※過疎債及び過疎対策事業費の数値は、総務省調査「市町村計画事業実績」より転記。

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況については、表 1-2(2)のとおりです。

水道普及率は90%前後を推移していますが、これは辺地等の地域について町営水道以外の簡易給水施設や飲用水供給施設を使用していることが要因となっています。

辺地等地域以外の水道普及率はかなり高い水準にあります。水洗化率は汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していることもあり、徐々に高くなってきています。

表 1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
町 道					
改良率 (%)	33.1	51.1	55.8	58.6	58.7
舗装率 (%)	69.2	79.4	83.2	84.5	89.0
農 道					
延長 (m)				32,704	33,941
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	181.7	60.3	17.3	—	—
林 道					
延長 (m)				25,708	25,178
林野 1ha 当たり林道延長(m)	9.0	6.1	4.6	—	—
水道普及率(%)	87.8	90.3	91.2	91.9	92.8
水洗化率(%)	—	—	68.7	82.6	89.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	41.4	40.9	45.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、昭和29年の合併以降、人口減少が続いており、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）の施行に伴い、平成22年4月1日に過疎地域に指定されました。

これまで様々な施策を講じてきましたが十分な成果が得られておらず人口減少に歯止めがかかっていません。そのような中、平成25年4月に、首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターチェンジの供用が開始され、本町と都心との時間距離が短縮されたことから、比較的都心に近いにもかかわらず、緑と水辺空間の豊かな自然と城下町であ

る本町の貴重な歴史・文化資産を活かし、今後は過疎地域からの自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう種々の振興対策を展開し、更なる施策の推進を図らなければなりません。

過疎地域の持続的発展の基本的方針として、少子高齢化施策、人口流出の抑制、移住・定住施策、雇用の創出や産業の振興、観光・レクリエーション拠点の充実及び住民等との協働を進め、地域住民のあらゆる世代の人々が誇りと生きがいを感じ、また、訪れる人々が魅力を感じることができる個性豊かなまちづくりを目指すものとします。

本計画では、町の最上位の計画である「大多喜町第4次総合計画（計画期間：令和8年度～令和17年度）」の将来像「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」の実現に向けた次の6つの基本目標に即した施策を展開します。

大多喜町第4次総合計画の基本目標

- 1 多様性を認め合い自分らしく暮らせるまちづくり（地域自治・行政経営）
- 2 産業活力にあふれたまちづくり（産業・経済）
- 3 暮らしの質を高めるまちづくり（生活基盤）
- 4 自然環境と調和したまちづくり（生活環境）
- 5 人を育み若者を育てるまちづくり（教育・文化）
- 6 子育てしやすく健康で人にやさしいまちづくり（健康・福祉）

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町では、表1-1(3)のとおり今後も少子高齢化や人口減少が続くことが予想されています。少子高齢化や人口減少は、労働力不足やまちの活性化の低下、財政状況の悪化を招くおそれがあるため、「大多喜町第4次総合計画」において令和17年度末の目標人口を7,000人としています。

また、国においても、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を施行し、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進する観点から、地方公共団体に地方版人口ビジョン・総合戦略を定めるよう求めています。本町でも、総合戦略の理念を「豊かさと誇りを次の世代へつなぐまち・大多喜」と掲げ、一人ひとりが実感できる豊かさと誇りを磨き上げ、後世へ残していくため、「第2次大多喜町人口ビジョン」及び「第3期大多喜町総合戦略（計画期間：令和8年度～令和12年度）」を策定し、目標として「15歳から24歳について転出超過を3分の1減少させ、令和7年中の3分の2とする」、「町外からの子育て世代の転入増加（5年間で25世帯）を目指す」、「町外からのミドル・シニア世代（40歳から69歳）の転入増加（5年間で60人）を目指す」としています。

本計画についても、「第2次大多喜町人口ビジョン」及び「第3期大多喜町総合戦略」

に掲げる目標（「令和12年の目標人口 7,526人」、「15歳から24歳について転出超過を3分の1減少させ、令和7年中の3分の2」、「町外からの子育て世代の転入増加（5年間で25世帯）」、「町外からのミドル・シニア世代（40歳から69歳）の転入増加（5年間で60人）」を、地域の持続的発展のための基本目標とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本町では、「大多喜町第4次総合計画」の目標や施策の達成状況等について、毎年度庁内で施策評価を行っています。また、「第3期大多喜町総合戦略」についても、住民で組織する団体の代表者、産業関係の代表者、学校関係の代表者、金融機関の代表者からなる「大多喜町総合戦略推進会議」において、目標や施策の達成状況等を毎年度審議しています。

このように、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる計画の進捗を管理する体制が整っていることから、本計画についても「大多喜町総合戦略推進会議」において達成状況等の評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」は、少子高齢化、人口減少が進みそれに伴う社会保障費の増大、税収減などにより厳しい財政状況が続くことが予想される中、これまで整備してきた公共施設等をどのように維持・管理し、財政負担を軽減・平準化していくかという課題を全庁的に把握し、長期的なまちづくりの視点から、効率的かつ効果的な公共施設等のマネジメントに取り組むため、策定したものです。

本計画についても「大多喜町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

移住・定住の促進に向けては、これまで行ってきた新築住宅の取得への支援、既存住宅のリフォームの支援や空き家・空き地の活用による支援のほか、若者の定住化に向け民間活力の導入による住宅・宅地の整備を検討していくことが求められます。

その他に、関係人口や交流人口の増加を図るためにも、本町の魅力を町の内外にPRするシティプロモーションを推進することで、移住・定住につなげていくことが重要です。

イ 地域間交流の促進

友好都市である東京都荒川区とは「川の手荒川まつり」で、東京都品川区とは東急目黒線武蔵小山駅を中心とした「ムサコフェス」で本町の特産品を販売するなど、産業分野を中心とした交流を行っています。

地域間交流は、産業振興や移住、二地域居住、関係人口の創出等の効果が期待されるものであるため、交流する自治体の拡大等により更に充実を図り、まちづくりや移住等の促進に活かしていくことが求められます。

また、本町では、国際交流協会を中心に、教育、文化、スポーツ、経済など様々な分野における国際交流事業を展開してきたのに加え、姉妹都市メキシコ・クエルナバカ市やいすみ鉄道と台湾・集集線の姉妹鉄道の提携をきっかけとして台湾・集集鎮との交流や国際感覚を身に付けた人材の育成も積極的に行っています。

今後は、町内に在住する外国人が快適に生活できる環境づくりや国際化に対応した人材の育成、外国人観光客の誘致拡大に向けて、町内の受入に係る環境整備等を実施して多文化共生社会の形成をしていくことが求められます。

ウ 人材育成

本町では、地域づくりの人材として、地域おこし協力隊による地域資源の発掘、移住支援、森林・竹林の整備、観光振興、有害鳥獣対策などの地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る取組を行っています。また、集落支援員による地域課題の把握や地域コミュニティの維持、活性化等を支援する取組も行っています。

少子高齢化や人口減少の進行により地域社会の担い手が不足することが懸念されている中、行政だけでは高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されるため、これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力して地域課題を解決していく人材を育成していく必要があります。

(2) その対策

移住・定住

- ア 住宅の建設・改修や宅地の取得に関わる支援制度について、周知広報活動を行い、町民の転出抑制及び移住の促進を図ります。
- イ 住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進します。また、民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより町内の住宅地の確保に取り組みます。
- ウ 今後も空き家の増加が予想されるため、所有者に空き家の適正管理を促すとともに空き家・空き地バンク制度の活用を働きかけます。また、移住希望者には、様々な広報媒体や移住相談イベント等を通じて空き家・空き地の物件情報を積極的に発信します。
- エ 本町の様々な魅力を町の内外にPRするシティプロモーションを推進し、定住促進や交流人口拡大を図るために、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、県内外のイベントに参加し、PR活動を行います。

地域間交流

- ア 共通の特性を持つ自治体との交流を推進するのに加え、地域間交流イベントに関するPR活動を充実させることにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を促進します。
- イ 国際交流活動の中心となる国際交流協会を積極的に支援することにより、民間主体による事業展開を促進し、国際交流活動の内容充実を図ります。
- ウ 地域の大学などの協力を得ながら、保育園・小中学校、更に高等学校も含め一貫した外国語教育の充実を図ります。
- エ 外国人が本町で安心して暮らしていくことができるよう、必要となる生活情報や行政情報の提供に努めるとともに、言葉や生活習慣などの文化を超えて、地域社会の一員として暮らしていくための相互理解を深める取組を支援します。
- オ 外国人観光客による町内観光施設・宿泊施設の利用を促進するため、外国語標記による案内標識や観光パンフレットを整備するなど、外国人観光客に配慮した環境づくりを推進します。

人材育成

ア 地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域資源の発掘、移住支援や農林業の支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図ります。

イ 集落住民の話し合いや協議を活性化するための支援機能の充実や人的支援のために集落支援員制度の活用を図り、効率的で持続可能な集落機能をサポートする人材の育成を図ります。

		定住化対策事業（普通自動車運転免許取得助成金） 「町内の自動車学校で講習を受け普通自動車運転免許を取得した者に対し助成金を交付することにより定住化を図る。」	町	
	地域間交流	交流促進事業（シティプロモーション） 「町の様々な魅力を町の内外にPRし、定住促進や交流人口の拡大を図るため、様々なメディア（WEBサイト、動画、SNS等）による情報発信を行う。」	町	
		観光振興事業（シティプロモーション） 「町の様々な魅力を町の内外にPRし、交流人口拡大を図るため、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、県内外のイベントに参加し、PR活動を行う。」	町	
	人材育成	交流促進事業（国際交流） 「国際交流協会の行う事業に対して補助金を交付し、町民主導の多様な交流事業の展開及び国際化に対応したまちづくりの推進を図る。」	大多喜町国際交流協会	
		地域おこし協力隊事業 「地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図る。」	町	

		集落支援員事業 「集落住民の話し合いや協議を 活性化するため、集落機能をサ ポートする人材の育成を図る。」	町	
--	--	--	---	--

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農作物への被害などの影響により、耕作が放棄・休止された遊休農地が増加しています。

農業を振興していくためには、農業生産基盤の維持・管理や集約化等により生産性の向上を図るとともに、新規就農者の確保・育成及び法人等の参入の支援、更にタケノコなどの地域特産物の活用による高付加価値化、水田の畑地化、有害鳥獣対策の強化等によって、農業経営の安定・強化を図る必要があります。

農業に関する地域計画の策定に伴い、引き続き地域で抱えている問題の見える化や将来のあり方を地域で話し合い、地域農業を将来へ継続していくために、地域計画の見直し作業が重要となることから、行政及び関係機関が支援する必要があります。

イ 林業

本町の林業は、町の面積の7割を占める森林について、木材需要の低迷や輸入材との競合等による採算性の悪化により、森林所有者の施業意識の低迷や、林業従事者の高齢化が顕著になっています。これにより森林の荒廃が進行した結果、森林が持つ多面的機能や風雨などの自然災害に対する機能低下が危惧され、併せて有害獣の棲家となっていることから対策が必要となっています。

森林環境譲与税を活用し、大多喜町森林環境整備基本計画に基づいた森林整備等を行っていくことが求められます。

ウ 商業

地域の生活利便性の維持、雇用の確保、交流人口の増加といった点において魅力ある商業機能を維持・発展させることが不可欠であることから、電子地域通貨等による地域経済の拡大や大型店の出店を含めた商業振興が必要となっています。

地元商店の振興では、電子地域通貨やプレミアム商品券による消費喚起施策を行ってきましたが、大型店への顧客流出、少子高齢化、消費者ニーズの多様化・高度化、インターネット等による通信販売の普及などが進むとともに、商業者の高齢化・後継者不足といった課題もあり、厳しい状態が続いています。今後、地元商店が持続的に営業できるよう、地元商店と大型店が共存するためのバランスの取れた施策展開が必要となっています。

エ 工業・企業誘致・情報通信産業

企業誘致奨励制度による企業誘致及び立地企業の規模拡大への支援、立地企業と

の連携強化などを通じて工業振興を推進してきましたが、経済のグローバル化や、少子高齢化に伴う国内需要の縮小などにより、事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

町と商工会との連携を強化し、立地企業の経営安定化を支援していくとともに、起業者への支援、特産品や豊富な地域資源等を活用した新たな産業づくりが必要となっています。

物流拠点や家内工業的な小規模事業者など、町の特性に合わせた企業誘致の検討が求められます。

オ 観光・レクリエーション

県立自然公園に指定されている養老溪谷、麻綿原高原等の豊かな自然環境や、歴史的価値のある建造物が残る城下町、県民の森、ゴルフ場などのレクリエーション施設、タケノコに代表される特産品など、豊富な観光資源に恵まれています。

町営駐車場の整備、街並み整備、観光センターなどの拠点整備、養老溪谷の遊歩道整備及び街並み案内人の体制強化並びに近隣市町村、県観光協会等による広域連携での観光PRなどの取組を実施し、観光振興に努めてきました。

本町の人口が減少する中、観光振興による交流人口の増加は、商業・サービス業を中心とした産業の活性化、地元住民との交流機会の増加、新たな雇用の創出などにつながることを期待されます。

多くの観光客を呼び込むためには、官民協働のまちづくり、ボランティアガイドの体制強化、観光拠点や商業・サービス事業所での人材育成、観光案内看板等の整備、他産業・周辺地域と連携した情報発信や特産品の活用などに計画的に取り組むとともに、本町のシンボルである大多喜城の観光資源としての更なる活用について、関係団体等と検討する必要があります。

景観では、「房総の小江戸」としての個性的で美しい景観づくりに取り組んでいますが、更に街並みの魅力を高めていくためには、景観形成地区内の住民の協力を得ながら、周辺環境と調和した統一的な景観形成に努めていくことが求められます。

景観形成地区内に整備した公園や緑地等については、地域住民の協力を得ながら、計画的に維持・管理に取り組むことが必要です。

カ 雇用対策

住民意識調査の結果では、定住促進のために力を注ぐべきこととして「企業誘致等により働く場を増やす」という回答が最も多くなっていることから、雇用の場の確保と地元企業の事業内容や求人情報等の周知が求められています。

(2) その対策

農業

ア 農業生産基盤の維持・保全のために補助事業を活用して農業生産環境を良好にします。農地の集約化や水田の畑地化などを進め、農業経営の安定を図ります。

イ 農業に関する地域計画によって、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した上で、農業後継者等の確保・育成、生産組織の育成及び法人等の参入支援を図ります。U I J ターン等の就農希望者の掘り起こしを行い新規就農者の育成に努めます。

ウ ほ場の特性を踏まえた新規作物の掘り起こし及び普及に努め、併せて水田の活用に関し、畑地化の方向性も検討します。

エ タケノコ、ローゼル、ハーブ類、食香バラやウチワサボテンなど地域特産物の生産拡大を図るとともに出口戦略の構築に努めます。また、地域特産物の普及を図るため、関係機関と協力し広域展開を進めます。「道の駅たけゆらの里おおたき」をはじめ、民間事業者等との連携を強化し、地域特産物の消費拡大に努めます。

オ 有害鳥獣の捕獲数増加に伴い一定の効果は出てきていますが、同時に被害件数も増えており地域からの捕獲に対する要望が強くなっているため、更なる捕獲強化対策を図ります。増加傾向にあるニホンザルは、単に檻を設置して捕獲するのではなく、片押しにより順番に檻を設置しながらの計画的な捕獲を目指します。有害鳥獣捕獲においてI C T機器を積極的に活用し、捕獲従事者の見回りの負担軽減、安全性の向上に努めます。

林業

ア 森林所有者の合意形成を図りながら、森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進するとともに、森林組合等との連携により計画的な森林施業を行います。また、促進活動として、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、町の体制整備等の取組を進めます。森林の資源を有効に活用するため、木質資源の活用方法について調査・研究を進めます。

イ 農業後継者の確保育成、有害鳥獣対策の強化、竹林整備を促進することにより特用林産物生産の増加を図ります。タケノコやシイタケ等の特用林産物について、生産振興を図るため情報発信を強化し、竹を活用した特産品の開発や育成を図り、特用林産物の更なるブランド化を推進します。

商業

ア 消費者の利便性の向上と地域経済の維持・拡大のため、電子地域通貨の発行を継続するとともに、利用店舗の拡大を図ります。空き店舗での起業者支援や、商業者の高齢化や後継者不足解消への事業承継対策に努めます。商店街の環境整備を行うことにより、商店街の魅力向上を目指します。

イ 商工会と連携し、雇用の確保・紹介、事業承継セミナーの実施、空き店舗の調査・紹介、経営支援等を行うことにより、中小企業等事業者の育成や強化、再生等の支援に努めます。

工業・企業誘致・情報通信産業

ア 商工会、企業連絡協議会と連携し、経営及び操業環境の安定化に向けた支援や国、県等の産業開発支援制度の周知、活用促進に努め、新たな産業創出を目指します。

イ 企業のニーズの把握に努め、企業誘致及び空き家・空き店舗等を活用した家内工業的な小規模の企業などの誘致や起業を目指します。

ウ 文化財、自然の風景地、歴史等の地域資源を活用し、町の特産品となる商品開発の取組を行う事業者の経済的存立及び発展を支援します。

観光・レクリエーション

ア 町のシンボルであり観光の中核を担う大多喜城は、関係機関との協議や周辺観光施設との連携により、エリアとして活性化するよう取り組みます。関東一遅く紅葉する本町の気候を生かし、もみじの植栽を推進し、老川地区や西畑地区の魅力アップを図ります。大多喜お城まつりや大多喜ZZZなど魅力あるイベントの開催を観光関係団体等との協働により進めます。

イ 観光案内看板、駐車場、公衆トイレなど観光施設の整備を行い、観光客の受け入れ環境を充実します。

ウ ホームページや観光パンフレットを充実させるほか、老朽化した看板の修繕や改修を適切に行う事により、効果的な情報発信とPR活動の強化を図ります。

エ 行政では行き届かない観光振興に取り組む団体や個人に対する支援を行い、民間主導のサービスを推進することにより、地域も含めた観光客の受け入れ体制を構築し、また訪れたい町を目指します。観光施設、観光関係団体と連携し、魅力ある

イベントやサービスを創出し、地域経済の活性化を図ります。

オ 近隣市町村、県観光協会等との広域連携による観光情報の発信など観光体制の充実に努めます。

カ 養老溪谷の豊かな自然と触れ合える遊歩道などを適切に維持管理するとともに、魅力向上のための整備を推進し、町内外の方に憩いの場を提供します。

キ 歴史的景観条例に基づき、街並み整備事業を実施し、効果的に来訪者を引き付ける城下町の魅力的な景観づくりに努めます。景観形成地区内の公園等について、地域住民との協働による計画的な維持・管理に努めます。

雇用対策

ア 企業の誘致や規模拡大を推進し、雇用機会の確保を図ります。ハローワークや企業連絡協議会、商工会等と連携した就職求人情報の提供、中学生・高校生の職場体験やU I Jターンを推進する事業を活用し、事業者の採用活動の支援等を行うことにより、地元就職やU I Jターンを促進します。

イ 人口減少の影響により、働き手の不足が懸念されていることから、企業への外国人就労者の受け入れ関連施策を推進します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展促進施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	土地改良関係団体事業	町	
	林業	町有林管理事業	町	
	(4)地場製品の振興 加工施設	味の研修館管理運営事業	町	
		農村コミュニティセンター管理運営事業	町	
	流通販売施設	都市交流センター管理運営事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション	観光センター管理運営事業	町	
		観光施設整備事業（駐車場・トイレ）	町	
		面白峡遊歩道整備事業（吊り橋）	町	
		観光施設整備事業（中瀬遊歩道）	町	
		街並み整備事業	町	
	道の駅維持管理事業	町		
(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業 「集落単位で農地及び施設の環境維持・保全を行う活動組織に	活動組織		

	<p>商工業・6次産業化</p>	<p>対して支援を行い、環境保全及び耕作放棄地の抑制を図る。」</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業 「農業生産条件の不利な中山間地域において、集落単位で農地及び施設の環境維持・保全を行う協定を締結した農業者等に対して支援を行い、環境保全及び耕作放棄地の抑制を図る。」</p> <p>農業振興事業（農業次世代人材投資） 「就農希望者や新規就農者に対する資金を交付し、次世代を担う農業者の育成・確保を図る。」</p> <p>有害鳥獣駆除対策事業 「有害鳥獣の捕獲の実施や防護柵の設置を行い、農作物への被害及び営農意欲の減衰防止を図る。」</p> <p>商業振興事業（商店街の環境整備、商工会補助金、利子補給、特産品開発） 「事業資金の融資を受けた場合の利子補給を行い、経営改善・近代化等を図る。、プレミアム商品券の発行を行い、個人消費の喚起を促し、町内商工業者の振興と経営基盤の充実を図る。商店街の環境整備を図る。また、町の地域資源を活用した特産品開発への取組を行う事業者への支援</p>	<p>協定を締結した農業者等</p> <p>就農希望者及び新規就農者</p> <p>有害鳥獣対策協議会</p> <p>町及び商工会</p>	
--	------------------	---	---	--

		を図る。」		
		地域通貨事業 「町内で使用できる地域通貨の導入により、決済を電子化(キャッシュレス化)し、地域経済の活性化及び商業経営の近代化を図る。」	町	
	観光	観光振興事業(大多喜城、モミジの植樹、観光パンフレット、観光関連団体補助金) 「大多喜城の魅力向上を図る。モミジの植樹を推進し、老川地区や西畑地区の観光・レクリエーション拠点の充実・整備を図る。大多喜町観光協会へ補助を行い、観光パンフレットの充実を図る。また、行政では行き届かない観光振興に取り組む団体や個人に対する支援を行い、地域を含めた観光客の受け入れ態勢の構築を図る。」	町及び観光 関連団体	
		観光推進広域連携事業 「近隣自治体等と連携し、観光情報の発信や観光バスの運行、観光ボランティアの育成を行い、広域的な観光振興を図る。」	町	
	企業誘致	商業振興事業(事業所設置奨励金、雇用促進奨励金) 「町内に新設、増設又は移設する事業者に対して支援を行い、産業の振興と雇用の促進を図る。」	町	

その他	起業創業支援事業 「町内の起業を行う個人に対して支援を行い、産業の活性化及び発展を図る。」	町
	就職情報案内事業 「町内の企業情報に関する案内を近隣高等学校等に行い、地元就職の促進と事業者支援の推進を図る。」	町
	定住化対策事業（就職情報案内） 「町へ移住を希望する方へ各種イベント等で制度を周知し、登録された地元企業へ就職する者に支援を図る。」	町

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
大多喜町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
------	------------------

町民文化系施設	農村コミュニティセンターなど今後更新に多くの経費が必要と見込まれる施設については、その機能やニーズなどを勘案し、更新等の優先順位を付けて対応していきます。
産業系施設	都市交流センター及びその他観光施設は、観光客の満足度維持のために、建物の不具合などは極力利用者の目に留まらないよう、予防保全的な管理を目指します。

本計画についても、上記に掲げる施設類型別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の推進

高度情報化のために町が町内全域に敷設した光ファイバーケーブルを事業者に貸出し、情報通信サービスが提供されていますが、この情報通信サービスが有効に活用されるよう引き続き光ファイバーケーブルを維持管理することが求められます。

また、防災行政無線では屋外放送施設の設置に加え、戸別受信機を配備しています。引き続き移動系・固定系の防災行政無線の維持・管理をすることが必要です。

(2) その対策

情報化の推進

ア 情報通信サービスが有効に活用されるよう町が整備した光ファイバーケーブルの維持管理に努めます。

イ 防災行政無線設備については、定期的なメンテナンスを行うなど適正な維持・管理に努め、システムの改修については、費用対効果に留意しながら計画的に取り組みます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
3地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災無線維持管理事業	町	
	ブロードバンド施設	地域情報通信基盤維持管理事業	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設

町内の道路網は、国道2路線、県道8路線、町道524路線で構成されており、主な幹線道路は、富津市から君津市・養老溪谷を経ていすみ市に至る国道465号が東西軸を形成し、市原市から本町を經由して勝浦市に至る国道297号が南北軸を形成しています。

首都圏中央連絡自動車道が整備され、東京湾アクアラインを經由した神奈川県や東京都等への広域的道路ネットワークが向上しており、また、開通が予定される圏央道（大栄JCT～松尾横芝IC）により、成田空港との交通アクセスが更に強化されます。

道路網の効果を本町経済の活性化に生かすため、国道297号と国道465号の未供用バイパス部分の整備促進及び主要な県道の未改良部分の整備事業化に向けた要望等を、引き続き近隣自治体と連携し積極的に関係機関へ要請していく必要があります。

町道では、幹線道路との関係や安全性・利便性に配慮した整備計画に基づき、計画的に整備を進めることが求められます。

町内道路網の整備に取り組む際は、住民の状況やニーズを十分に考慮するとともに、道路インフラの老朽化に伴う維持修繕経費の増加に対しては、国庫補助金や地方債等、特定財源を確保することや効果的な工法を選定し、長寿命化を図る必要があります。

イ 交通手段

公共交通機関として、町内をいすみ鉄道と小湊鉄道が走っています。また、地域間を結ぶ路線バスが運行しているほか、高速バスが東京湾アクアライン経由で本町と東京を結んでいます。

町内の交通機関は、町民及び観光客の移動手段として活用されていますが、住民意識調査の結果を見ると、本町の交通の便に対する住民の満足度は低い状況が続いているため、改善が求められます。

今後更なる少子高齢化の進行を見据え、各地域の状況やニーズに対応した交通体系を整備していくことが必要となっています。

路線バスでは、運行地域の人口減少により、利用者の減少が続き採算の確保が厳しい状態にあるため、引き続き路線維持に向けた支援が求められます。

デマンド型乗合交通では、交通不便地域における生活の足として重要な交通手段であるため、引き続き利用者のニーズに合った運行形態を模索し、運行を維持していく必要があります。

本町と東京を結んでいる高速バスの利便性を向上させ、移住・定住人口や関係人口、交流人口の増加につなげていくことが必要です。

機能拡張される成田空港へのアクセス向上による本町の地域経済活性化等の利点を生かせるよう持続可能な交通体系の整備検討が求められます。

(2) その対策

交通施設

ア 国・県道の未整備区間について、関係自治体と連携を取りながら、早期整備を関係機関に積極的に要請します。

イ 行政区からの要望等も踏まえ、全町的な道路整備計画に基づき、町内道路網の整備を計画的に推進します。

ウ 集落内道路の維持・管理について、地域住民との協働により維持管理を推進するとともに、幹線道路における維持管理については、隣接土地所有者等の協力を得ながら進めます。

交通手段

ア 地域公共交通計画に基づき、限られた財源の中で、交通不便・空白地域の解消、町の実情及びニーズに即した効率的・効果的で持続可能な地域公共交通の確保を図ります。高齢者の運転免許証返納後も移動手段が確保されるよう公共交通機関の活用を推進します。

イ 関係機関と連携しながら、公共交通機関を支援し、その維持に努めるとともに、少子高齢化や地域人口の減少を考慮し、地域の実情に応じた公共交通対策を実施します。

ウ 首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアラインを経由する高速バスについて、利便性の向上を図り、通勤・通学のための利用や観光目的による利用を促進します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展促進施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道改良事業（鍛冶住宅内岡台線、大戸立脇線、堀切線、板谷上線、紙敷南向線、増田小土呂線、小苗牛畑線、湯倉西部田線外）	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業（修繕工事：塩湊橋・榎木橋、定期点検）	町	
	その他	町道維持管理事業（修繕工事：西部田トンネル・沢向トンネル・堀越トンネル・筒野上トンネル・宇野辺トンネル、定期点検）	町	
	(2)農道	基幹農道整備事業（川畑平沢線、平沢田代線（農道保全））	町	
	(5)鉄道施設等 その他	いすみ鉄道対策事業（いすみ鉄道基盤維持費補助金・鉄道輸送対策事業費補助金）	交通事業者	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通対策事業 「町内及び本町と近隣市町村の間を運行する不採算路線バスに助成金を交付し、運行維持を図る。交通不便地域で、デマンド型地域交通の運行を行い、交通利便性の向上を図る。日曜祝日の	町及び交通事業者		

		上総中野・栗又間に、臨時バスを運行し、観光及び生活路線としての利便性確保を図る。」		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
道路	道路は、認定路線の見直しを検討するとともに、現状の維持管理の仕組みを維持しつつサービスが滞らないよう努めます。 道路の新規整備（新設改良）は予定しておらず、既存の道路の補修、管理に努めます。
橋梁	橋梁は、認定路線の見直しを検討するとともに、新規整備は行わず、現状の維持管理の仕組みを維持しつつサービスが滞らないよう努めます。

本計画についても、上記に掲げる施設類別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

上水道は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道局による給水体制の維持を図ります。

イ 下水処理施設

汚水処理は、大多喜町生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の転換を推進するとともに、関係機関と連携して今後も広報紙やホームページ等を活用し、補助金制度の更なる周知を図っていきます。

し尿処理は、環境衛生組合による収集・処理体制の維持を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正な維持・管理を指導していくことが必要です。

ウ 廃棄物処理施設

現在、可燃ごみの焼却処理は、いすみ市に事務委託し焼却処理を行っていますが、令和14年度供用開始に向け、市原市で新たに設置予定のごみ処理施設へ夷隅郡市2市2町の可燃ごみの焼却処理を事務委託することについて協議が整ったことから、今後は移行について引き続き市原市と協議を進めるとともに、町では市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等が必要となります。

分別収集品目については、「ごみ収集カレンダー」と「ごみの正しい出し方」を配布し、町民の協力を得て分別収集した上で大多喜町環境センター等において資源化を図っています。また、ごみの処理には多額の経費がかかるため、環境負荷低減の観点からも、町民や事業者、行政といった各主体が、ごみの減量化・資源化に向けて、より積極的な取組を進めていくことが求められます。

ごみ集積所は、各行政区で設置・管理されていますが近年行政区に所属しない世帯もあることから、新たなルール作りも求められています。

災害ごみの仮置き場は、現在は環境センター敷地内で対応していますが、大規模災害に対応するため、環境センター敷地とは別の場所に仮置場の設置を検討する必要があります。

エ 火葬場

斎場については、いすみ市と連携を図りながら、適正な管理に努めます。

オ 消防施設

常備消防・救急体制は、本町の消防・防災施策の基盤となるもので、町内に夷隅郡

市広域市町村圏事務組合消防本部及び勝浦消防署大多喜分署が設置されています。今後の人口減少や高齢化社会の進展を踏まえ、常備消防・救急体制の維持及び適切な運用方法を検討していく必要があります。

核家族化や若年層の流出、個人の価値観の多様化が進む中で、地域において人と人がつながり、お互いに助け合いながら地域をより住みやすくしていこうとする地域社会の機能が低下していることから、地域の防災体制の要である消防団は、従来の地縁に基づく団員確保が難しくなっています。また、日中、活動できる消防団員の不足や幹部役員の後継者不足等が問題となっているため、消防団機能を維持しつつ、組織のあり方を検討していく必要があります。

カ 防災・防犯

大規模災害時等に重要な役割を果たす自主防災組織については、令和6年度末で26団体となり組織率は41%となりましたが、今後も設立の促進が求められます。

山間部を中心とした土砂災害への備えとしては、関連法令や大多喜町地域防災計画に基づいて、ソフト・ハード両面から対策に取り組む必要があります。

犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等の取組を推進していくとともに、特殊詐欺については手口が巧妙化・悪質化していることから、被害抑制のため、継続した対策を講じることが必要です。

住民が安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、罪を犯した者が円滑に立ち直ることができるよう支援していくことが大切です。また、安全・安心なまちづくりのためにボランティアとして活動している保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動を支援することや、既存の福祉の支援や地域での活動が連携することは、再犯防止につながることを期待されます。

防犯灯の新設については、維持管理の負担がすべて町であるため、設置要望に対する費用対効果の精査が重要であり、大多喜町通学路安全対策協議会からの意見聴取、現地調査等を踏まえ効果的な設置が必要です。

キ 公営住宅・宅地

良質な住宅や宅地の確保は、町民の快適な暮らしの基盤となるとともに定住促進に資する重要な取組となっており、住民意識調査においても、定住促進のために注力すべきこととして「購入・賃借しやすい住宅や住宅地を整備する」という回答が上位となっています。

移住・定住の促進については、これまで行ってきた住宅建設や宅地取得に関する支援制度、空き家・空き地の活用や移住を含め本町での定着を推進する制度等をより一層強化するとともに、民間活力の導入による住宅・宅地の整備を図ることが求められ

ます。

町営住宅では、適正な維持・管理に努め長寿命化を図ることが必要です。

ク その他関連施設

本町において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠の物資であるが、近年の人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、ガソリンや灯油を身近で入手することが困難となるような事態が生じないように、安定供給の仕組みを考える必要があります。

(2) その対策

水道施設

ア 上水道は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道局による広域連携により事業を行い「夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画」に基づき、連携する自治体と協力のもと、安定給水の維持に努めます。

イ 上水道未普及地域に対する生活用水供給施設の設置及び施設改修支援制度の活用促進を図り、上水道区域内世帯との均衡を図ります。

下水処理施設

ア 大多喜町生活排水処理基本計画に基づき、引き続き合併処理浄化槽への転換を図ります。関係機関や事業者と連携を図りながら、広報紙やホームページ等による周知を推進し、浄化槽設置者に対し適切な維持・管理を指導します。

イ 夷隅環境衛生組合によるし尿処理・収集体制の維持に努めます。

廃棄物処理施設

ア ごみの発生量抑制・再利用・再生利用への意識高揚を目標に掲げ、広報紙・ホームページ等により住民周知に努めます。生ごみ処理機については、制度の必要性を周知し、普及促進に努めます。

イ 人口減少・少子高齢化の進行等への対応を踏まえ、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保していくために、ごみ処理の効率化や環境負荷の低減を図ります。市原市の新たなごみ処理施設供用開始となる令和14年度に向け引き続き市原市と協議を進めるとともに、市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等を計画的に進めます。これまで各行政区でごみ集積所の設置・管理に関する手続きを行ってきましたが、今後は行政区に所属しない世帯に配慮したルールの見直しに努めます。

ウ 災害ごみの仮置場の確保を図ります。

火葬場

いすみ市と連携し、斎場の計画的な維持・管理と効率的な運営に努めます。

消防施設

ア 広域連携により整備が完了した常備消防・救急体制について、連携する自治体と協力のもと、適切に維持・運営します。

イ 消防団機能の確保のため、消防団活動について消防団員の意向を把握し、団員の負担軽減を図り、消防団組織のあり方を検討するとともに、消防施設及び消防機材の適切な維持・管理に努めます。

防災・防犯

ア 広大な面積を有する本町において、大規模災害発生時には公的支援（公助）が入るまでは相当な時間を要するため、「自助」、「共助」の考え方を浸透させるために町民の参加する防災訓練を継続して実施するとともに、自主防災組織の設立を引き続き推進し、地域防災力の向上を図ります。地域の実情に合った安全で身近な避難場所や備蓄品を整備するとともに適切な避難所運営に努めます。

イ 「土砂災害警戒区域」に指定された地域について、情報収集や情報伝達手段等の警戒避難体制の確立に努めます。

ウ 犯罪の巧妙化等を背景として、人々が犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることから、犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等を推進します。保護司会、更生保護女性会の活動を支援することで、犯罪や非行をした人等の再犯・再非行の防止と円滑な社会復帰を促進します。また“社会を明るくする運動”等の広報啓発活動を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、地域社会の理解促進に取り組みます。各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対し、現地確認をするとともに通学路については、大多喜町通学路安全対策協議会に諮り、また費用対効果を考慮し、適正配置に努めます。

公営住宅・宅地

ア 住宅の建設・改修や宅地の取得に関わる支援制度について、周知広報活動を行い、

町民の転出抑制及び移住の促進を図ります。

イ 住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進します。民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより町内の住宅地の確保に取り組みます。各種支援制度の周知や民間活力の活用により、未分譲地の販売促進を図ります。

ウ 町営住宅は、適正な維持・管理に努めるとともに適切な時期に修繕・改修をすることにより長寿命化を図ります。

その他関連施設

給油所は自動車用の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもあります。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組みます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	飲料水供給施設維持管理事業	町	
	(2)下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置整備事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理広域化事業	町、市原市、勝浦市及び御宿町	
	(4)火葬場	斎場無相苑管理運営事業	町及びいすみ市	
	(5)消防施設	消防機械器具整備事業	町	
	(6)公営住宅	町営住宅管理事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	水道未普及地域対策事業 「上水道未普及地域において、給水施設の整備に関する費用を補助し、飲料水等の安定的な確保を図る。」	町	
	防災・防犯	地域防災対策事業 「防災訓練の実施や自主防災組織の設置に対して助成を行う。」	町	

		<p>また、災害時の対応訓練として防災訓練を実施し、自主防災組織の育成と住民の防災意識の高揚を図る。」</p> <p>防犯対策事業 「特殊詐欺対策電話機の購入に対して補助金を交付し、高齢者を狙った特殊詐欺の被害防止を図る。また、夜間における犯罪や事故を未然に防ぐため防犯灯を設置する。」</p>	町	
--	--	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
その他	斎場は、建物調査の結果を基に長期修繕計画を策定し、それによって適切に維持管理することで、施設の長寿命化を図ります。
公営住宅等	町営住宅は、大多喜町町営住宅長寿命化計画に沿って、着実な修繕を行い、長寿命化を図ります。

本計画についても、上記に掲げる施設類型別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

すべての子ども・若者の権利や最善の利益が尊重され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」の実現が求められています。

本町の合計特殊出生率は、全国や千葉県の水準を下回って推移していますが、就学時の子どもの数は出生時より増加の傾向がみられています。多くの子育て家庭が本町で子どもを育てていきたいと思えるような町を目指し、地域全体で子どもやその家庭にやさしいまちづくりを推進していくことが必要となっています。

核家族の増加や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民から子育てに対する支援を得ることが困難な状況になるなど、子育て環境は大きく変化しており、地域の実情に合わせて子育て支援施策を充実していくことが求められています。

保育園2園では、待機児童を発生させることなく保育需要に対応してきたのに加え、三育学院大学と連携した英語教室や自然環境保育を実施するなど、特色ある保育を展開してきました。子育て世代からは、更なる保育内容の充実や保育サービスの提供が求められています。

子育て家庭に対する経済的支援や育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していくことが求められます。

人口は減少傾向にあるものの、働き方が多種多様となり3歳未満児の保育園の利用希望や一時保育の利用などが増加傾向にあることから、保育ニーズに合わせた運営体制を整えていく必要があるとともに、保護者が一緒に過ごす時間を確保することも必要となっています。

イ 母子保健対策

子ども家庭センターの機能を生かし、妊娠期から子育て期を包括的に支援するとともに、学童期、思春期に至るまで保健、福祉、保育、教育、医療、民間団体などの子どもを取り巻く様々な関係機関と連携し、子どもやその家庭を継続的に支援することが求められています。

困難を抱える子どもやその家庭は様々な要因が複合的に重なり合っていることが多いことから、専門職や保健、福祉、教育など関係機関との連携による継続的な支援が必要となっています。

ウ 高齢者の保健と福祉

急速な高齢化が進んでおり、令和12年には、高齢化率は49.4%（国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計）に達する見込みです。65歳平均自立期間を見ると、男性、女性とも県平均よりも短くなっています。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに対応した高齢者向け施設の確保や健康づくり事業の推進体制の充実、地域において助け合い支え合う環境づくり等を推進していく必要があります。介護サービス等では、近隣施設等の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービス提供力の確保に努めます。明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者の健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸を図ることが求められます。公共施設等のバリアフリー化を普及・推進するとともに、高齢者の社会参画活動や生きがいを促進していくことが必要です。

エ 障がい者の保健と福祉

障がい者数の推移を見ると、身体障害、知的障害及び精神障害の3障がいとも、同程度に推移しています。

障がい者施策では、民間の協力を得ながら、障がい者（児）が日中活動を行う事業所の拡充や療育・発達支援の体制強化などに取り組んできました。

障がい者は、年齢や障がいの重さ・部位、生活状況などが様々で、一人ひとりが多種多様な支援ニーズを持っていることから、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりに向けては、まだ十分とは言えない状況です。

障害者総合支援法の「入所等から地域生活への移行」の指針に沿った環境づくりをより一層進めていく必要があります。障がい者や家族等が必要とする情報の収集・提供や相談体制の整備、障がい者の就労促進に向けた企業等への啓発活動、障がいの早期発見・早期治療の推進等に取り組むことが求められます。

子育て期では、関係機関と連携しながら、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、疾病や障がいの予防、早期発見に取り組んでいくことが必要です。

障害福祉サービスでは、利用量は年々増加傾向にあり、不足しているサービス事業の業種はありますが、利用できるサービスについてはほぼ割り当てられていることから、必要とされるニーズを把握しながら、不足しているサービスの充実に努めることが必要です。

(2) その対策

子育て環境の確保

ア 多種多様化する保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供するとともに、今後も職員の知識や能力の向上に努め、保育サービスの充実に図ります。こども誰で

も通園制度では、親が働いていなくても未就園児を保育園に預けられることで親の育児負担を軽減するとともに、専門職の保育により家庭だけでは得られない経験ができるようにするなど、子育て環境の充実を図ります。他地域からの一時保育を受け入れることにより、町内保育園児が異なる背景を持つ人と関わることで、コミュニケーション能力や協調性が育まれ、豊かな人格形成の充実を図ります。

イ 保育園、小学校、中学校、高等学校まで英語教育を継続的に実施し、学びの連続性の確保を促進します。幼児教育では、スポーツや音楽を採り入れた斬新で魅力のある保育を実施します。本町の自然豊かな環境を生かした自然環境保育を充実します。園外保育を積極的に実施し、様々な人との交流や体験を通じて、自ら考え、判断し、表現できる人間性豊かなこどもを育むことを目指します。

ウ 出産祝金制度、こどもの入学時など成長の節目に合わせた支援、学校給食費補助、子ども医療費等の助成により、保護者を経済的に支援し、安心して子育てできる環境を整えます。また、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けてニーズを把握しながら引き続き支援を行います。不妊及び不育治療費の一部を助成し、こどもを望む夫婦への経済的負担軽減を図ります。

エ 子育て支援センターでは、子育て相談や支援、親の育児力の強化など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図ります。放課後児童クラブでは、利用者のニーズに対応するため、国の方針に基づき運営体制の充実を図ります。地域住民の協力を得て、町全体で若者やこども・子育て世代を支えるための体制づくりを図ります。

母子保健対策

子ども・子育て支援事業計画や国のこども大綱に基づき、妊娠期・子育て期・学童期・思春期に至るまでの切れ目のない支援を行います。こども家庭センターの母子保健と児童福祉の一体的支援の機能を発揮し、こどもの健やかな成長発達を支援するとともに、困難な状況にあるこどもやその家庭には関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細かい支援を実施します。支援が必要な家庭に対し、保育園、学校、児童相談所などの関係機関と連携し、こどもの見守りや家庭支援を強化することで、児童虐待を防止し、こどもの権利を守ります。

高齢者の保健と福祉

ア 高齢者のニーズの高い介護保険サービス等では、近隣市町村の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービスの確保に努めます。

介護保険サービスに限らず、高齢者が生活していく上で必要と思われる民間サービスの情報把握に努め、積極的に発信します。

イ 地域やボランティアによる高齢者支援体制の維持・拡大に向けた取組を推進します。介護サービスを提供する人材の確保については、県の人材確保事業等を活用するとともに、介護事業者や町民に情報発信を行い、サービスを提供する人材の確保に努めます。

ウ 高齢者健診の受診勧奨を強化するとともに、地域の健康づくりボランティアと協働して健康教室等を各地で開催し、心身の健康寿命の延伸を図ります。現在実施している介護予防事業の効果等を毎年検証し、より効果を高められるように取り組みます。

障がい者の保健と福祉

ア 障がい者の自立生活の継続や施設入所者、長期入院者の地域生活への移行促進を図るため、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や各種生活支援サービスなど、ニーズに応じた支援に努めるとともに、不足しているサービスの確保に努めます。

イ すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動やきめ細やかな相談支援を推進するとともに、障がい者の権利を擁護する仕組みづくりを進めます。

ウ 地域のこども・子育て支援施設や療育機関、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。

エ 企業等での雇用を積極的に促進するとともに、農福連携事業を推進し、障がい者の就労の拡大を図ります。企業等への就職が困難な人への福祉的就労機会の確保を図るとともに、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

オ 障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防災、防犯などの面で障がい者への配慮に努めるとともに、障がい者にとって住みやすいまちづくりを進めます。

カ 障がい者一人ひとりの生活の質の向上や心身機能の維持・回復を図るため、疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取組を促進するとともに、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動など幅広い活動への参加を促します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>保育園管理運営事業 「多種多様な保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供し、保育を必要としている子どもの健全な育成及び子育て支援の充実を図る。」</p>	町	
		<p>特徴のある教育の展開事業 「保育園における英語教育を行うほか、スポーツや音楽等による情操教育による心身の発達を図る。」</p>	町	
		<p>少子化対策事業 「新生児の養育者に出産祝金を支給することで、次世代を担う子どもの出産を奨励し、また、小学校入学時に入学祝金を支給することで、児童の健全な育成や福祉の向上とともに、定住促進と町の活性化を図る。」</p>	町	
		<p>子ども医療対策事業 「子どもの医療費を負担する保護者に対して助成を行い、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済負担の軽減を図る。」</p>	町	
		<p>ひとり親家庭等医療費等助成事業</p>	町	

		<p>「母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料について助成を行い、ひとり親家庭の父母等の福祉の向上を図る。」</p> <p>地域子育て支援センター運営事業</p> <p>「未就園児とその保護者を対象に育児相談や育児指導等を行い、育児不安の解消や育児力の強化により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p> <p>児童クラブ運営事業</p> <p>「保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合に、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成とともに、保護者の就労等の機会や安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p> <p>こども家庭センター運営事業</p> <p>「保健師による総合相談窓口により、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図る。」</p>	町	
	高齢者・障害者福祉	<p>次期介護保険事業計画等策定事業</p> <p>「介護保険に対するアンケート</p>	町	

	<p>調査やニーズ調査等を行い、的確に介護需要を把握しながら、高齢者福祉施設の整備・充実を図る。」</p> <p>高齢者在宅生活支援事業 「外出支援サービスや緊急通報装置の貸与を行い、高齢者が地域の中で安心して生活できる環境づくりを図る。」</p> <p>老人福祉団体助成事業 「老人クラブの活動に対して補助金を交付し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり及び老人福祉の向上を図る。」</p> <p>障害者福祉事業 「障がいのある者が自分で望む生き方を主体的に選ぶことで、自立した生活を送ることができるよう支援を行い、障がい者福祉の向上を図る。」</p>	<p>町</p> <p>大多喜町老人クラブ</p> <p>町</p>	
その他			

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

生活の質を維持向上していくためには、若い頃からの健康診査や各種疾病の検診（以下、「健（検）診」と表記します。）の受診率の向上に努めるとともに、保健医療データの分析や医療機関との連携に基づいた、効果的な保健事業を展開する必要があります。また、併せて、住民の主体的な健康づくりへの取組も推進し、健康行動への一步を踏み出せない住民も自然に健康になれる環境づくりが求められます。

特定健康診査の受診率が40%台と県平均より高いものの、国民健康保険医療費では、慢性腎不全や糖尿病など生活習慣病に関連した疾患にかかる医療費の割合が増加しています。

本町には、6つの医療機関がありますが、立地する地域に偏りがあるほか、小児科や産婦人科の専門医療機関がなく、休日・夜間や災害時の体制も十分とは言えない状況です。

住民意識調査の結果を見ると、「保健・医療体制」が、継続して最も重要度が高い項目となっていることから、近隣市町村や関係機関と連携し、医療体制整備を進めていくことが求められます。

感染症対策では、感染症予防知識の啓発を図り、感染症予防と早期対応に努めるなど、新たなウイルスによる感染症の対策なども必要となっています。

(2) その対策

ア 健康寿命の延伸及び生活の質の向上のために、健（検）診の必要性を広く啓発し、若い世代からの受診率の向上を図るとともに、受診しやすく、メリットを感じられるような健（検）診を実施し、受診率向上を目指します。自然に健康づくりへの意識づけができるまちづくりを目指します。健（検）診での検査結果や保健医療データを生かし、ターゲットを絞って医療機関と連携のもと生活習慣病の重症化予防を支援するとともに、町民に広く生活習慣病予防のための知識の普及を行います。

イ 住民が主体的に継続的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりを行うグループ等に対して、健康ポイント制度や地域支え愛サポーター制度、高齢者サロン補助金等、住民個人とグループに対し必要な施策を継続して実施していきます。誰もが住み慣れた地域において健康で充実した生活を送れるよう、健康・食育サポーターや介護予防ボランティア等を養成し、ボランティアとの協働による健康なまちづくりを目指します。

ウ この地域にある医療資源を最大限に生かし、町民の方々にとって必要な医療が受

けられるよう、他市町や関係機関と連携し、医療体制の維持に努めます。生活習慣病の重症化予防のために、医療機関など関係機関と連携し支援します。

エ 感染症予防知識の啓発や各種予防接種の適切な実施により、感染症予防と早期対応に努めるとともに、新型コロナウイルスなど新たな感染症に対する予防対策を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>健康増進事業 「健康教育や健康相談、各種健（検）診を行い、町民の健康増進及び医療費の抑制を図る。」</p> <p>がん検診事業 「各種がん検診を行うとともに、受診促進のため一部の検診について補助を行い、疾病の早期発見早期治療による医療費の抑制を図る。」</p> <p>広域行政推進事業 「病院群輪番制・休日在宅医による夜間・休日の医療体制に関する負担金を支払い、地域医療体制の充実・確保を図る。」</p> <p>医療体制整備事業 「国保国吉病院組合の運営に関する負担金を支払い、地域医療体制の充実・確保を図る。」</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</p> <p>国保国吉病院組合</p>	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

子ども教育では、情報化の進展や技術の急速な進歩、グローバル化等により変化の激しい現代にあって、「生きる力」の育成がますます重要になる中、今後は学校規模、地域ニーズに応じた特色ある教育活動を展開するとともにキャリア教育や学校・家庭・地域との連携を更に推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を、より一層充実させていくことが求められます。

子どもたちが町の歴史や文化に興味を持ち、郷土を愛する心が育つよう、資料の充実や積極的な情報提供に取り組むとともに、保育園から中学校までの英語教育、情報モラルに関する学習や生命（いのち）の安全教育等とおおしての人権意識の高揚、教職員の研修等による指導力の向上などを図ることが必要です。

不登校対策では、本人の意思を十分に尊重した上で、家庭及び関係機関等と連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うことが必要です。

整備したICT環境を積極的に活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで「主体的・対話的で深い学び」を実現させるとともに、地域特性を生かし、英語教育や幼児教育など本町ならではの特色ある教育環境の整備が求められます。

学校施設では、適切な施設の維持・管理に加え、施設ごとの個別施設計画をもとにすることで、中長期的な視点を持って、更新や長寿命化等を着実に実行するとともに、地域コミュニティの拠点形成を目指すことが求められます。

学校給食センターでは、安全で安心な給食の提供をしていくために、施設の老朽化や職員の雇用体制などを含め、今後の事業運営について検討していく必要があります。

本町には県立高校や私立中等教育学校及び大学があり、地域の教育拠点としてまちづくりや人づくりと密接に結びついていることから、これらの教育機関と連携した子どもの教育の推進が求められます。

町は、県立大多喜高等学校の特色ある教育活動を支援することで学校の魅力向上を図るとともに、当該高等学校を核とした地域との協働による高等学校教育改革推進事業（コンソーシアム）の推進を図ります。

イ 生涯学習

町民が生涯にわたって生きがいをもって充実した人生を送っていくためには、誰もが学びたいときに容易に学びの場を得られる環境の整備が求められます。

生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館の施設改修を進めるなど、生涯学習の環境づくりに努めてきたことに加え、各種団体の協力も得て、多様な生涯学習プログ

ラムの企画・実施に取り組み、町民の生涯学習活動を促進してきました。

今後のまちづくりでは、地域コミュニティの活性化や住民と行政との協働の重要性が増していることから、生涯学習活動の更なる充実や生涯学習に関する情報の効果的な提供、活動団体の支援充実、図書館の機能強化等を図るとともに、幼児から高齢者まで切れ目なく生涯学習活動が展開されるような取組を推進することにより、得られた成果を地域に還元していくことが求められます。

青少年の健全育成では、これまで地域や関係機関と連携を取りながら、スポーツ等のイベントや社会体験活動、清掃美化活動、防犯パトロール等を実施しており、今後も継続的に活動を実施することが求められます。

図書館の利用者は、増加しているものの利用する人と利用しない人が二極化しているため、多くの住民が利用したいと思う図書館にしていくことが望まれます。

図書館では、蔵書のインターネット検索・予約等による利用サービスの普及を進めるとともに、図書館における若年層ボランティアの人材（読み聞かせ等）の育成など将来を見据えた活動体制づくりを推進していくことが必要です。

健康を取り巻く社会状況の変化とともに健康に対する意識が高まるなか、町民のスポーツを通じた健康づくりへの関心が高まっており、町民がスポーツをより身近なものとして実践できるよう、スポーツ活動に触れ合う機会を拡充する必要があります。

海洋センターや野球場、テニスコート、総合グラウンド等でスポーツ活動が行われているのに加え、学校施設を開放することにより、町民が身近にスポーツに親しめる環境を整えてきました。

スポーツ協会やスポーツ推進委員、関係団体等と連携し、幅広い年代が参加できる各種のスポーツ教室や大会等を実施し、町民がスポーツ活動を実践する機会を提供しています。

パンプトラック施設を拠点にBMX、スケートボード等のアーバンスポーツを推進し、スポーツ活動に関わる関係人口の創出拡大を図ります。

今後も、スポーツ施設の維持・管理や指導者等の育成に努めることにより、スポーツ活動の基盤を充実させることが求められます。

(2) その対策

学校教育

ア 子どもたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、グローバル化、国際情勢の緊張化、高度情報化、価値観の多様化などめまぐるしく変化している中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を育みます。個々のニーズに応じた適切できめ細かな指導に努め、基礎的・基

本的な「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう、人間性」の習得を図り「確かな学力」を育成します。道徳を中心に「考え、議論する道徳」の実践に努めるとともに、様々な体験活動をとおして「豊かな心」の育成を図り、自然や生命を大切にすることを養います。学校教育活動全体をとおして生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上を図り「健やかな体」を育成します。子どもから高齢者までの人としての成長を見据え、学校・家庭・地域などが連携し社会を挙げて教育に取り組むよう努めます。町の子どもたちの英語教育全体を見通した教育活動を推進するため、英語教育支援アドバイザーを委託している三育学院大学と連携を密に図りながら保育園・小学校・中学校の一貫した英語教育の充実を図ります。

イ 児童生徒が、ICT等を活用し、何が重要かを主体的に考え、他者と協働し、新たな価値を創造するために必要な情報活用能力を育成します。ICT等を活用し、学校行事や学校にこられない児童生徒への授業の配信を実施するとともに、心や体調の変化を早期発見し、不登校の未然防止を図ります。地元企業と連携し職場体験学習などのキャリア教育を推進します。学校教育の場において、ICT機器の充実と授業における活用を図るとともに指導者の習熟度向上に努め、児童生徒の情報教育能力の向上を促進していきます。新しい教育内容に即した教材、教具の整備充実を努めます。

ウ 「緊急時における町の連絡体制マニュアル」を随時見直し、非常事態に応じた的確な対応ができるように学校組織体制の充実と教育委員会との連携を強化し、学校危機管理体制の充実を図ります。学校における職員間及び学校管理職と教育委員会が連携を図り、教職員の資質の向上や学校組織運営の充実を努めます。学校運営協議会制度の導入により、学校・家庭・地域が連携・協働し、一体となって子どもたちを育てていくことを支援します。

エ 図書館や体育施設など地域の施設との連携及び活用の充実を図ります。学校教職員と三育学院大学のALTとの共通理解を図り、英語力の向上に努めるとともに、学習サポーターなどの人材活用や学校施設管理においても、地域と協力しながら推進します。少子化が進む中、児童生徒が将来にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ事ができる機会を確保するため、部活動改革を推進します。

オ 家庭と連携し、児童生徒の特性や状況を理解するとともに、県教育委員会とも連携し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや夷隅地区不登校等児童生徒サポートセンター訪問相談担当教員、夷隅健康福祉センター、児童相談所、町健康福祉課等による共通理解を進めることで、児童生徒にとって有効な学びの場の設定を図ります。ICTを活用し、不登校児童生徒への授業の配信を実施します。

カ 安全・安心な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図るため、計画的に学校施設の整備を推進します。

キ 学校給食に係る衛生管理を一層強化するとともに、児童生徒の健康体質や栄養バランスに配慮した安全で安心な給食の提供に努めます。給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の実施を推進します。施設設備の老朽化及び少子化による児童生徒数の減少を考慮した上で、広域連携の可能性を多角的な観点で検討します。

ク 大多喜高等学校においても、ネイティブな環境で英語学習ができるよう、三育学院大学のALTの派遣経費や生徒の英語検定料を補助し、保育園から小中学校そして高等学校へと連続した英語教育を推進します。町や企業等との連携を図り、地域に根差した高等学校としてキャリア教育を充実します。

ケ 保育園から中学校まで系統的な学びの体系を整備するとともに、三育学院大学講師と連携を密にし、保・小・中一貫した英語教育の充実を図ります。千葉工業大学との包括的連携協定のもと、千葉工業大学が所有する知的財産を活用し、タブレットを活用したICT教育支援や小中学生対象の出前授業を行います。

生涯学習

ア 住民ニーズを踏まえた学級・講座の内容により、学習活動のきっかけづくりや学習意欲の向上に向けた取組を関係機関と連携しながら進めます。

イ 広報紙やホームページ、SNSをとおして発信する生涯学習に関わる情報が住民に行き渡り、住民にとってわかりやすく、役に立つ内容で、有効に活用されるように努めます。

ウ 生涯学習活動を行う各種団体やグループ等を支援することにより、活動の継続に努めます。青少年の健全育成のために地域や関係機関と連携を取りながら、スポーツ等のイベントや社会活動、清掃美化活動、防犯パトロール等を実施していますが、今後も継続的に活動を実施し、青少年の健全育成に取り組みます。

エ 子ども読書活動推進計画に基づき、各種事業を展開し子どもが読書に親しむための機会の提供、子どもの自主的な読書活動の推進、読書活動についての啓発活動と推進体制を継続して整備します。「読書思い出帳」の導入等、未就学児から高齢者まで、より多くの住民に読書への関心を持ってもらえるよう利用増対策に努めます。

オ 図書資料を適切に収集・保存・整理し、町民が利用しやすい図書館づくりに努めるとともに、蔵書のインターネット検索・予約システムの利用サービスの利用普及と機能強化に努めます。

カ 利用者の利便性に考慮した施設の改修等を計画的に進め、誰もが利用しやすい生涯学習施設を目指します。子育て世帯の移住・定住を促進するため、「大多喜お城の森公園」の適切な維持管理、遊具の充実等の環境整備に努めます。

キ 指導者講習会等を実施し、指導者の育成を推進することにより、町民が適切な指導を受けられる基盤を整備し、スポーツ活動への参加者拡大を図ります。総合型スポーツクラブや各スポーツ団体と連携し、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて健康づくりや地域活性化を図ることができるよう、地域に根差したスポーツ活動に触れ合う環境づくりに努めます。学校の部活動を地域へ円滑に展開させる取組を学校教育とともに進め、展開後は地域クラブや各種団体と連携を図ります。

ク 町民がいつでも快適に多様なスポーツ活動に取り組めるよう、補助金などを活用しながら各種スポーツ施設の機能強化や維持・管理、学校施設の開放を推進するとともに、利用促進を図ります。1日や半日で実施できる教室や体験会の充実を図り、子どもや親の負担が少なく参加できるようなスポーツ活動を推進します。施設全体が老朽化していることから、修繕必要箇所を順位付けし、補助制度を活用しながら計画的かつ効率的に修繕を行います。

ケ BMX、スケートボード等のアーバンスポーツを推進することにより、若年層を主とした移住・定住の促進や関係人口の創出拡大を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 屋内運動場	小学校施設管理事業	町		
		中学校施設管理事業	町		
	給食施設	学校給食センター管理運営事業	町		
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	公民館管理運営事業	町		
		体育施設	海洋センター管理運営事業	町	
			海洋センター屋外施設管理運営事業	町	
	その他	アーバンスポーツ施設整備・運営事業	町		
		公園管理事業	町		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教育委員会事務事業（小・中英語教育） 「グローバル社会への取組として英語教育を行い、英語力の向上を図る。」	町		
		小学校施設管理事業（ICT教育） 「ICT 教育による個別最適化学習を推進するとともに、児童の	町		

		ICT 環境の整備を図る。」		
		<p>中学校施設管理事業（ICT 教育）</p> <p>「ICT 教育による個別最適化学習を推進するとともに、生徒の ICT 環境の整備を図る。」</p>	町	
		<p>教育振興事業（小学校：教材・教具）</p> <p>「学習指導要領の改訂等による教材・教具の入れ替えを行い、児童の確かな学力の育成を図る。」</p>	町	
		<p>教育振興事業（中学校：教材・教具）</p> <p>「学習指導要領の改訂等による教材・教具の入れ替えを行い、生徒の確かな学力の育成を図る。」</p>	町	
	高等学校	<p>大多喜高校支援推進事業</p> <p>「町内の高等学校が、地域に根差したキャリア教育等を推進するための教育活動への支援を行う。」</p>	町	
	生涯学習・スポーツ	<p>生涯学習推進事業（子ども会、各種講座）</p> <p>「子ども会育成会の活動を推進し、児童の健全育成を図る。住民ニーズに対応した各種講座等を行い、生涯学習活動のきっかけづくりや学習意欲の向上を図る。」</p>	町	

		<p>青少年健全育成事業 「近隣自治体と連携し開催しているスポーツ等の交流活動を継続して実施することにより、子どものコミュニケーション能力や協調性の向上を図る。」</p>	町	
		<p>図書館管理運営事業 「図書館における蔵書のインターネット検索・予約システムの普及と情報発信を行い、地域の読書活動の推進を図る。」</p>	町	
		<p>保健体育振興事業 「スポーツ教室や大会の実施、指導者の育成を行い、地域住民の健康づくり、地域コミュニティの活性化を図る。」</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「大多喜町公共施設等総合管理計画」では、施設類型別の管理に関する基本方針を以下のとおりとしています。

施設類型	施設類型別の管理に関する基本方針
学校教育系施設	<p>学校はこれまでと同様、不具合の早期発見と早期改善に努めます。</p> <p>給食センターは、新たな運用が開始されるまでの間、継続的に機能するよう日頃の点検や設備の計画的な修繕に努めます。</p>
町民文化系施設	<p>中央公民館の着実な更新等を実施し、町民へ継続的にサービスを提供します。</p>
スポーツ系施設	<p>B&G 海洋センターは、利用者の利便性や満足度を保てるよう、着実に大規模改修や更新を実施していきます。</p>

	旧小学校の体育館などは、町内のスポーツ施設のニーズと必要性などを踏まえ、老朽化した場合に更新するかどうかについて決めていきます。
公園	公園の公衆便所は、不具合の早期発見と早期修繕を通じ、長寿命化を図るとともに、老朽化が著しい場合は更新を行います。

本計画についても、上記に掲げる施設類型別の管理に関する基本方針と整合性を図りながら健全で持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化に伴う地域人材の不足等による地域コミュニティへの影響が危惧される一方で、災害等の経験から、防災活動や防犯活動を担う地域社会の重要性が再認識されています。そのため高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを形成していくためには、地域におけるコミュニティ活動を維持していくことが必要となっています。

地域コミュニティは、顔の見える関係性が強みである一方で、性別などに対する無意識の思い込みや偏見等による画一的な役割・期待が伴うと心理的な負担となり、都市部のような匿名性や自由な関係性を求める傾向が見られます。今後は、「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティづくりが求められます。

(2) その対策

ア 「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティ意識を啓発することにより、町民同士の連帯感を育み、自治会の加入やコミュニティ活動の活性化を推進します。地域の実情に合わせたコミュニティ活動の支援を実施します。

イ コミュニティ活動施設の整備や活動に対する助成を実施し、コミュニティ活動が安定的に継続される基盤の整備を支援します。

ウ 地域づくりの人材として、都市住民を受け入れ地域資源の発掘、移住支援や農林業の支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図ります。

エ 集落住民の話し合いや協議を活性化するための支援機能の充実や人的支援のために集落支援員制度の活用を図り、効率的で持続可能な集落機能をサポートする人材の育成を図ります。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化団体連絡協議会を中心に行っている文化団体発表会等への支援により、町民が芸術・文化活動を実践する場や多様な芸術・文化に触れる機会の充実を図ってきました。

住民ニーズに応じて活動施設を整備充実させるとともに、町民が自らの活動成果を発表する場の拡充や文化行事への町民参加の促進等により、更なる芸術・文化活動の活性化を図ることが求められます。

少子高齢化が急速に進む中、本町の芸術・文化活動の担い手として期待される各種団体では、会員が高齢化するとともに会員数が減少している団体が多いことから、若年層の加入促進や指導者を中心とした後継者の育成が必要です。

本町には、県下有数の文化財が残されていますが、これを次世代に確実に継承していくために、町民と行政とが一体となって、適切な保護と保存に努めることが求められます。

文化財は、町民の郷土に対する誇りと愛着を創出するものであるとともに、観光客を引き付ける地域資源であることから、町の内外に効果的に発信し、戦略的に活用していく必要があります。

千葉県立中央博物館大多喜城分館については、町移譲に伴い、引き続き必要な施設改修等、千葉県への要望調整に取り組むとともに、重要な文化資産、また貴重な地域資源として幅広い保護・活用が求められます。

(2) その対策

ア 文化団体連絡協議会を支援することで、文化団体発表会等のイベントを支援し、活動の充実を図ります。文化団体会員の高齢化により会員数が減少しているため、活動団体の育成や若年層を中心に会員の加入促進に努めます。

イ 無形文化財保存団体の育成及び後継者確保の支援を行い次世代への継承を図ります。千葉県立中央博物館大多喜城分館の町移譲後の利用方針や活用計画等を検討し、交流人口の増加と観光振興に努めます。台古墳群の活用計画を検討します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興	博物館管理運営事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	生涯学習推進事業（文化団体活動支援） 「文化団体の活動の維持や拡大に対して補助金を交付し、芸術文化及び伝統芸能の振興を図る。」	町	
		文化財保護活動費 「歴史的建造物、国や県、町の指定を受けた文化財の保存等に対して補助金を交付し、適切な保護管理と活用を図る。」	町	

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の防止に向けては、脱炭素社会づくりに向けた意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入支援等の具体的な取組を計画的に推進していくことが求められます。

国では、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの技術開発を進め、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするとしており、本町においても更なる温室効果ガス排出の削減に向けて、再生可能エネルギーを中心とした地球温暖化対策に取り組む必要があります。

本町における再生可能エネルギーの導入については、町の総面積の約7割を占める森林の木質資源の活用方法について検討を進め、併せて健全な森林の再生・保全を図る必要があります。

(2) その対策

地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO₂)について、実質的な排出量ゼロを目指す脱炭素社会の推進に努めます。戸建て住宅を対象とした住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金により、蓄電池、電気自動車、V2Hシステム導入など、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	環境保全事業（住宅用設備等脱炭素化促進補助） 「戸建て住宅を対象とした住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金により、蓄電池、電気自動車、V2H システム導入など、再生可能エネルギーの導入を図る。」	町	

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 行財政運営

本町の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、財政運営の透明性を確保し町民の町財政に対する理解を深めた上で、これまで取り組んできた事務事業の見直しや各種経費の節減、民間委託の推進等の行政改革を更に進め、効率的で効果的な行政運営を行うことが求められます。

自主財源の確保に向けては、定住人口の維持や本町経済の活性化、受益者負担の適正化、収税対策の強化等の取組を推進していくことが必要です。

情報通信技術を効果的に行政事務に導入することでDX（デジタル・トランスフォーメーション）を加速させ、住民サービスの効率化や住民の利便性の向上を推進することが求められます。

イ 住民参加と協働

財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少の進行により地域社会の担い手が不足することから、行政だけでは多様化・高度化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。

これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力して進めることが必要です。

住民と行政との協働や、町政への住民参加をより一層推進するため、情報公開の推進や広報活動の充実等を通じて、住民との情報の共有や行政運営の透明性の確保に努めることにより、住民の町政への関心を高め、まちづくりへの参画を促すことが必要となっています。

ウ 結婚

出生率低迷の背景として、未婚者の増加、晩婚化や晩産化が進んでいることから、出生率の改善や定住人口の確保に向けて、住民の結婚を支援する取組を推進していくことが必要となっています。

エ 男女共同参画社会

千葉県男女共同参画社会地域推進員を活用した広報・啓発活動や、審議会等における女性委員の登用促進、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する職員向け研修の開催など、男女共同参画社会づくりに向けて様々な取組を進めています。

「男性は仕事、女性は家庭」などという無意識の思い込みや偏見が根強く残っており、住民意識調査の結果を見ると、「男女共同参画社会づくり」は他の施策と比較すると重要度が平均より低くなっていることが課題となっています。

男性中心の組織文化や人間関係を表わすオールド・ボーイズ・ネットワークは、閉鎖的で排他的な男性同士のネットワークのことですが、女性の活躍や多様性の推進を阻害する要因とされ、近年では見直しの動きが進んでいます。

男性も女性も、多様性を認め合いながら、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、性別による役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭や職場、地域、行政など様々な場において住民の意識改革・気運醸成を図る必要があります。

(2) その対策

行財政運営

ア 大多喜町第4次総合計画をはじめ、本町の諸施策の実施に当たっては、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの運用を推進し、計画的、効果的な行政運営を行います。

イ 限られた財源と人材のもとで増加かつ多様化する行政需要に対し、適切な行政サービスを提供するため、職員の資質の向上を図り、潜在的な能力を最大限に引き出し、良質なサービスを提供できる職員の人材育成を推進します。

ウ 行政サービスの効率化や住民の利便性の向上を図るため、D X（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。計画的な情報システムの更新や情報セキュリティ対策、行政の情報化（デジタル化）を推進します。

エ 行政サービス水準の維持・向上を図るため、町民のニーズを的確に見定め実施事業の取捨選択をします。総合計画、公共施設等総合管理計画等の各種計画に沿った事業の推進に当たっては、補助金及び起債並びに基金の活用のほか、必要に応じ受益者負担も検討し財源の確保を図ります。将来にわたり持続可能な財政運営の確立を目指します。

オ 組織としての徴収技術、徴収率が低下しないよう、組織の滞納整理の体制、仕組みを構築し安定した税収の確保を図ります。固定資産税（土地）評価要領の改定を行い、適切な評価事務を推進し、健全な税収の確保を図ります。

住民参加と協働

ア 町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。特に中高生など若者の町政への関心を高め、積極的にまちづく

りに参画しようとする意識の醸成を図ります。

イ 各分野において既に協働で取り組んでいる町民活動について、強化・支援を実施します。協働のまちづくりを推進するために、協働の意義を理解し、参画する住民や活動を進める職員が必要なことから、町民向けの講習や職員研修等を実施します。

結婚

人口増対策を目的とした結婚支援として、婚活イベントの開催や町への移住希望者とのお見合いなど、様々な形で男女の出会いの場を設けます。結婚新生活支援補助金の交付など、新婚家庭を支援します。

男女共同参画社会

ア 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成を図るため、様々な広報媒体を活用した情報の発信や異なる個性を持つ人が、互いに活躍できる社会を推進します。無意識の思い込みや偏見等、個々の認知や意思決定に無意識に影響を及ぼすあらゆる偏見に左右されない環境づくりを推進します。

イ 育児休業や介護休業制度等に関する啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を推進します。

ウ 男女共同参画社会に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画社会の実現につなげます。

エ 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成を図るため、様々な広報媒体を活用し、幅広い世代に対して啓発をします。各種団体との連携・交流等の取組を実施し、より効果的な計画を策定します。

		<p>結婚支援のための拠点づくり事業</p> <p>「未婚の男女を対象とした拠点づくりを行い、出会いの場を確保することで、結婚しやすい環境の整備を図る。」</p>	町	
		<p>男女共同参画推進事業</p> <p>「外部講師による研修や講演会を行い、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革や気運醸成を図る。」</p>	町	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業（施設）名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住化対策住宅助成事業	町	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		宅地造成事業	町	
		定住化対策事業（空き家利用促進奨励金）	町	
		定住化対策事業（空き家家財道具撤去補助金）	町	
		定住化対策事業（普通自動車運転免許取得助成金）	町	
		交流促進事業（シティプロモーション）	町	
		観光振興事業（シティプロモーション）	町	
		交流促進事業（国際交流）	大多喜町国際交流協会	
		地域おこし協力隊事業	町	
集落支援員事業	町			
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業	活動組織	産業の振興に資する事業であり、効果は将来
		中山間地域等直接支払交付金事業	協定を締結した農業者等	

		<p>農業振興事業（農業次世代人材投資）</p> <p>有害鳥獣駆除対策事業</p> <p>商工振興事業（商店街の環境整備、商工会補助金、利子補給、特産品開発）</p> <p>地域通貨事業</p> <p>観光振興事業（大多喜城、モミジの植樹、観光パンフレット、観光関連団体補助金）</p> <p>観光推進広域連携事業</p> <p>商業振興事業（事業所設置奨励金、雇用促進奨励金）</p> <p>空き家等を活用した起業支援事業</p> <p>就職情報案内事業</p> <p>定住化対策事業（就職情報案内）</p>	<p>就農希望者及び新規就農者</p> <p>有害鳥獣対策協議会</p> <p>町及び商工会</p> <p>町</p> <p>町及び観光関連団体</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>に及ぶ。</p>
4 交通通信体系の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通対策事業	町及び交通事業者	交通手段の確保に資する事業であり、効果は将来に及

		障害者福祉事業	町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	健康増進事業 がん検診事業 広域行政推進事業 医療体制整備事業	町 町 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 国保国吉病院組合	医療の確保に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	教育委員会事務事業（小・中英語教育） 小学校施設管理事業（ICT教育） 中学校施設管理事業（ICT教育） 教育振興事業（小学校：教材・教具） 教育振興事業（中学校：教材・教具） 大多喜高校支援推進事業 生涯学習推進事業（子ども会、各種講座）	町 町 町 町 町 町	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。

		青少年健全育成事業	町	
		図書館管理運営事業	町	
		保健体育振興事業	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティ育成事業	町	集落の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		地域おこし協力隊事業(再掲)	町	
		集落支援員事業(再掲)	町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	生涯学習推進事業(文化団体活動支援)	町	地域文化の振興等に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		文化財保護活動費	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	環境保全事業(住宅用設備等脱炭素化促進補助)	町	再生可能エネルギーの利用の推進に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	電子計算業務費	町	その他地域の持続的発展に関し必要な事業であり、効果
		地図情報システム管理事業	町	
		住民基本台帳ネットワークシ	町	

		<p>STEM事業（行政デジタル化推進）</p> <p>協働のまちづくり推進事業</p> <p>結婚活動支援事業</p> <p>結婚支援のための拠点づくり事業</p> <p>男女共同参画推進事業</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>は将来に及ぶ。</p>
--	--	---	-------------------------------------	----------------

大多喜町過疎地域持続的発展計画

令和8年3月策定

大多喜町 企画課

〒298 - 0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜9 3 番地

TEL 0470-82-2112 FAX 0470-82-4461

URL <http://www.town.otaki.chiba.jp/>

E-mail kikaku@town.otaki.lg.jp